

鳥取県告示第 831 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、指定相談支援事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 11 月 21 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る相談支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 養和会	米子市上後藤八丁目 9-23	相談支援事業所エポック翼	米子市米原 1460-7	平成 18 年 10 月 1 日
特定非営利活動法人すてっぷ	米子市道笑町二丁目 126	障害者生活支援センターすてっぷ	米子市道笑町二丁目 126-4	〃